

☆農地法の許可手続き

- ①-1 自分の農地を農地のまま売りたい、あげたい
①-2 他人の農地を農地のまま買いたい、もらいたい

(農地法3条許可)

(消費税込み)

申請手続代行	農業委員会	個人	44,000円 ※1
		法人	55,000円 ※1
特に遠隔地のとき官公署への出張交通費(ガソリン代)	日出町～〇〇市〇〇km×2、〇時間 R〇年度県平均単価/L(時価)、1L=20Km		時価/L×◎Km/20
書類郵送費	各官公署宛		封筒郵便切手110円 +簡易書留350円 又は レターパックライト430円

※1: 登記事項証明書、住民票、字図、収入印紙等が必要な場合は、別途経費加算

大分県内市町村及び他県市町村は、4,400円+実費(交付手数料)

①-3 自分の農地に家を建てたい、駐車場にしたい(農地法4条許可)

見積もりをします。 (例:申請手続代行 個人:55,000円、法人:66,000円、消費税込み)

①-4 自分の農地を農地以外の目的で売りたい、農地を買いたい(農地法5条許可)

見積もりをします。 (例:申請手続代行 個人:66,000円、法人:77,000円、消費税込み)

② 登記上の地目が農地だが、現況が農地でないことを証明をしてもらいたい

(非農地証明)

(消費税込み)

申請手続代行	農業委員会	個人	33,000円 ※1
		法人	44,000円 ※1
特に遠隔地のとき官公署への出張交通費(ガソリン代)	日出町～〇〇市〇〇km×2、〇時間 R〇年度県平均単価/L(時価)、1L=20Km		時価/L×◎Km/20
書類郵送費	各官公署宛		封筒郵便切手110円 +簡易書留520円 又は レターパックライト430円

※1: 登記事項証明書、住民票、字図、収入印紙等が必要な場合は、別途経費加算

大分県内市町村及び他県市町村は、4,400円+実費(交付手数料)